

| 新 | 旧 | 備考 |
|--|---|----|
| <p style="text-align: center;">海外投資保険運用規程</p> <p style="text-align: center;">平成29年4月1日 17 - 制度 - 00052 沿革 (略) <u>令和8年1月20日 一部改正</u></p> | <p style="text-align: center;">海外投資保険運用規程</p> <p style="text-align: center;">平成29年4月1日 17 - 制度 - 00052 沿革 (略)</p> | |
| <p>(増資に係る保険契約の取扱い)</p> <p>第6条 約款(株)により保険契約を締結した被保険投資の相手方に対し、被保険者が増資を行った場合又は行おうとしている場合であって、当該増資に係る投資額について保険契約を締結するときは、被保険者の希望により次の各号のいずれかの方法によるものとする。</p> <p>一～三 (略)</p> <p>2 前項第3号に掲げる方法により新たな保険契約を締結する場合にあつては、第10条の規定にかかわらず、保険期間の最短限度は増資前保険契約の残存期間(1年に満たない期間がある場合は1年に切り上げるものとする。)と2年(<u>日本貿易保険が特に指定する場合は1年</u>)のいずれか長い方とし、設定付保割合は増資前保険契約のそれを下回ってはならない。</p> | <p>(増資に係る保険契約の取扱い)</p> <p>第6条 約款(株)により保険契約を締結した被保険投資の相手方に対し、被保険者が増資を行った場合又は行おうとしている場合であつて、当該増資に係る投資額について保険契約を締結するときは、被保険者の希望により次の各号のいずれかの方法によるものとする。</p> <p>一～三 (略)</p> <p>2 前項第3号に掲げる方法により新たな保険契約を締結する場合にあつては、第10条の規定にかかわらず、保険期間の最短限度は増資前保険契約の残存期間(1年に満たない期間がある場合は1年に切り上げるものとする。)と2年のいずれか長い方とし、設定付保割合は増資前保険契約のそれを下回ってはならない。</p> | |
| <p>(保険期間)</p> <p>第10条 海外投資保険の保険期間(前条第1項又は第2項の保険責任の開始日から同条第3項の保険責任の終了日までの期間をいう。以下同じ。)の最短限度は、<u>前条第3項のただし書きの場合を除き</u>、2年(<u>日本貿易保険が特に指定する場合は1年</u>)とし、最長限度は30年とするものとする。また、更新の場合の保険期間は1年を単位とする。</p> | <p>(保険期間)</p> <p>第10条 海外投資保険の保険期間(前条第1項又は第2項の保険責任の開始日から同条第3項の保険責任の終了日までの期間をいう。以下同じ。)の最短限度は2年(<u>ただし、前条第3項のただし書きの場合を除く。</u>)とし、最長限度は30年とするものとする。また、更新の場合の保険期間は1年を単位とする。</p> | |
| <p>(保険契約の解約)</p> <p>第13条 以下のいずれかに該当する場合については、約款(株)第19条及び約款(不)第19条における「別に定める場合」として、保険契約の解約を認めるものとする。</p> <p>一～二 (略)</p> | <p>(保険契約の解約)</p> <p>第13条 以下のいずれかに該当する場合については、約款(株)第19条及び約款(不)第19条における「別に定める場合」として、保険契約の解約を認めるものとする。</p> <p>一～二 (略)</p> | |

| | | |
|--|--|--|
| <p>2 保険契約者及び被保険者が、次の各号のうちいずれかを理由として、同一の投資に対する新たな保険契約の申込を前提として、保険契約の解約を申し出た場合は、約款（株）第19条又は約款（不）第19条における「別に定める場合」として、原則として<u>保険期間の開始の日の毎年</u>の応当日の前日に保険契約を解約し、当該応当日より新たな保険契約を締結することができるものとする。ただし、新たな申込み内容に基づく保険契約の締結について日本貿易保険が認めた場合に限るものとし、新たに締結する保険契約の<u>保険期間の最短限度は、第10条の規定にかかわらず</u>、解約時点における保険契約の残存期間とする。</p> <p>一～四 （略）</p> | <p>2 保険契約者及び被保険者が、次の各号のうちいずれかを理由として、同一の投資に対する新たな保険契約の申込を前提として、保険契約の解約を申し出た場合は、約款（株）第19条又は約款（不）第19条における「別に定める場合」として、原則として<u>当該</u>応当日の前日に保険契約を解約し、当該応当日より新たな保険契約を締結することができるものとする。ただし、新たな申込み内容に基づく保険契約の締結について日本貿易保険が認めた場合に限るものとし、新たに締結する保険契約の期間は解約時点における保険契約の残存期間<u>と同じかそれよりも長いもの</u>とする。</p> <p>一～四 （略）</p> | |
| <p><u>附 則</u> この改正は、令和8年4月1日から実施する。</p> | | |